

令和 5 年

蒲郡市幸田町衛生組合議会

3 月定例会会議録

令和 5 年 3 月 2 8 日

蒲郡市幸田町衛生組合議会定例会会議録

令和5年3月28日（火曜日）

蒲郡市役所 第2委員会室

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 第1号議案 蒲郡市幸田町衛生組合職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第5 第2号議案 蒲郡市幸田町衛生組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について
- 第6 第3号議案 蒲郡市幸田町衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第7 第4号議案 蒲郡市幸田町衛生組合監査委員の選任について
- 第8 第5号議案 令和5年度蒲郡市幸田町衛生組合会計予算
第6号議案 令和5年度組合市町の負担金の総額
- 第9 議員提出第1号議案 蒲郡市幸田町衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	鈴木基夫	2番	大竹利信
3番	稲吉郭哲	4番	柴田安彦
5番	黒木一	6番	足立初雄
7番	松本昌成	8番	田境毅
9番	新実祥悟	10番	藤江徹
11番	丸山千代子	12番	青山義明

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

管理者	蒲郡市長	鈴木寿明
副管理者	幸田町長	成瀬敦
副管理者	蒲郡市副市長	大原義文
参与		飯島伸幸
所長		千賀保幸
業務係長		鈴木紳一郎

庶務係長
庶務担当

小出敦子
尾崎智志
鳥居栄一
近藤伸繁
本田和広

午後 4 時14分 開会

○稲吉郭哲議長 皆さん、こんにちは。定刻より若干早いですが、皆さんおそろいですので始めさせていただきます。これより、令和 5 年 3 月蒲郡市幸田町衛生組合議会定例会を開会いたします。会議に先立ち、管理者から定例会招集について、挨拶があります。

管理者。

○鈴木寿明管理者 改めまして、こんにちは。議員の皆様におかれましては、統一地方選挙を控え、例年にも増して御多用の中、組合議会 3 月定例会に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

当組合が行います、し尿処理事業、火葬場事業は共に住民の生活基盤を支える重要な事業でございます。清幸園衛生処理場につきましては、処理方法を変更するまでの間、引き続き計画的に修繕を行い、事故等なく安定的な運営に努めてまいります。

セレモニーホールとぼねにつきましても、国が示す新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドラインの適切な運用に努めながら、御遺族の意向を踏まえつつ、適切に運営しているところでございます。

本日の定例会には、条例案件 3 件、人事案件 1 件を含む 6 件の議案を提案させていただいております。詳細につきましては事務局から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○稲吉郭哲議長 これより会議を開きます。直ちに議事日程の順序に従い会議を進めます。

○

日程第 1 会議録署名議員の指名

○稲吉郭哲議長 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 4 9 条の規定により、議長において 1 番 鈴木基夫議員、2 番 大竹利信議員を指名いたします。

○

日程第 2 会期の決定

○稲吉郭哲議長 次に、日程第 2 「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲吉郭哲議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

○

日程第 3 諸般の報告

○稲吉郭哲議長 次に、日程第 3 「諸般の報告」をいたします。

管理者から当組合が準用する蒲郡市条例 6 件の条例改正について報告がありましたので、議案とともに配付しております。

○

日程第 4 第 1 号議案 蒲郡市幸田町衛生組合職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○稲吉郭哲議長 次に、日程第 4 「第 1 号議案 蒲郡市幸田町衛生組合職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。

所長。

○千賀保幸所長 第1号議案 蒲郡市幸田町衛生組合職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例案は、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年の引上げに係る関係条例の整備を行うために提案させていただくもので、第1条で職員の定年等に関する条例の一部改正を、第2条で人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正を、第3条で職員の再任用に関する条例を廃止するものであります。

第1条及び第2条の改正内容につきましては、あらかじめ机上に配付しております第1号議案資料に新旧対照表をつけておりますが、記載のとおり、地方公務員法を引用している規定の整理になります。

これらの関係条例は蒲郡市の条例の規定を準用しており、第1条、職員の定年等に関する条例の一部改正では、定年年齢を65歳に改めます。

附則としまして、この条例の施行期日を令和5年4月1日からとするものです。

以上で第1号議案の説明を終わります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○稲吉郭哲議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲吉郭哲議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲吉郭哲議長 ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより「第1号議案 蒲郡市幸田町衛生組合職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲吉郭哲議長 起立全員であります。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 第2号議案 蒲郡市幸田町衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

○稲吉郭哲議長 次に、日程第5「第2号議案 蒲郡市幸田町衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」を議題といたします。当局の説明を求めます。

所長。

○千賀保幸所長 第2号議案 蒲郡市幸田町衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

この条例案は、サービスの宣誓の際に署名押印及び対面を不要とするために提案させていただくものであります。

改正内容につきましては、第2号議案資料に新旧対照表をつけておりますが、記載のとおり、第2条中「上級の地方公務員の面前において」を不要とする改めをしつつ、「署名押印して」を「提出して」に改め、別記様式から「印」を削ります。

附則としまして、この条例の施行期日を令和5年4月1日からとするものです。

以上で第2号議案の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○稲吉郭哲議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲吉郭哲議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲吉郭哲議長 ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより「第2号議案 蒲郡市幸田町衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲吉郭哲議長 起立全員であります。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

○

日程第6 第3号議案 蒲郡市幸田町衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○稲吉郭哲議長 次に、日程第6「第3号議案 蒲郡市幸田町衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。

所長。

○千賀保幸所長 第3号議案 蒲郡市幸田町衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について御説明申し上げます。

この条例案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関し、必要な事項を定めるために提案させていただくものであります。

第1条で、この条例の趣旨を定め、第2条で、法の施行に関する必要な事項は、蒲郡市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定を準用するものとし、第3条で、その読み替え規定を定めています。

その内容としましては、蒲郡市に準じて、保有個人情報の開示請求に係る手数料を無料とし、写しの交付により開示を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならないこととしています。そのほか、「個人情報ファイル簿の作成及び公表」、「開示請求に係る決定等の期限」、「情報公開・個人情報・行政不服審査会への諮問」等について、蒲郡市に準じて定めるものであります。

附則としまして、この条例の施行期日を「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る）の施行の日」からとするものです。

附則第2条で、個人情報保護条例を廃止し、同条例の廃止に伴う経過措置を附則第3条で定めています。

附則第4条では、行政不服審査条例の一部を改正するもので、同条例第1条中「蒲郡市幸田町衛生組合行政不服審査会」を「蒲郡市幸田町衛生組合情報公開・個人情報・行政不服審査会」に改めます。また、同条例の一部改正に伴う経過措置を附則第5条で定めます。

附則第6条は、情報公開条例の一部改正、附則第7条は、同条例の一部改正に伴う経過措置を定めるもので、その改正内容については、行政不服審査条例の一部改正とともに、第3号議案資料に新旧対照表をつけておりますので御参照ください。

以上で第3号議案の説明を終わります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○稲吉郭哲議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲吉郭哲議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲吉郭哲議長 ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより「第3号議案 蒲郡市幸田町衛生組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲吉郭哲議長 起立全員であります。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 第4号議案 蒲郡市幸田町衛生組合監査委員の選任について

○稲吉郭哲議長 次に、日程第7「第4号議案 蒲郡市幸田町衛生組合監査委員の選任について」を議題といたします。当局の説明を求めます。

所長。

○千賀保幸所長 第4号議案 蒲郡市幸田町衛生組合監査委員の選任についてを御説明申し上げます。

本案は、識見を有する者のうちから選任された現監査委員「山下力氏」の任期が令和5年4月29日に満了となるため、新たに大浦裕氏、額田郡幸田町大字深溝字誉師10番地、昭和28年10月12日生まれを選任したく、組合同約第7条第2項の規定により、議会の同意を求めため、御提案申し上げます。

大浦裕氏は、この3月に幸田町議会において、幸田町代表監査委員に選任され、人格・識見ともに優れ、監査委員としてふさわしい方であると確信しております。

なお、任期は、組合同約第7条第3項の規定により、本年4月30日から4年間でございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○稲吉郭哲議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲吉郭哲議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲吉郭哲議長 ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより「第4号議案 蒲郡市幸田町衛生組合監査委員の選任について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲吉郭哲議長 起立全員であります。よって、第4号議案は原案のとおり同意されました。

○

日程第8 第5号議案 令和5年度蒲郡市幸田町衛生組合会計予算、及び第6号議案 令和5年度組合市町の負担金の総額

○稲吉郭哲議長 次に、日程第8「第5号議案 令和5年度蒲郡市幸田町衛生組合会計予算」、及び「第6号議案 令和5年度組合市町の負担金の総額」の2件を一括議題といたします。以上2件について、当局の説明を求めます。

所長。

○千賀保幸所長 第5号議案及び第6号議案について、御説明申し上げます。

まず、第5号議案 令和5年度蒲郡市幸田町衛生組合会計予算について、御説明申し上げます。令和5年度蒲郡市幸田町衛生組合会計予算書及び予算説明書の1ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億8,618万4,000円と定めるもので、2項の歳入歳出予算の区分・金額については、2ページ、3ページの第1表のとおりでございます。

予算規模といたしましては、前年度当初予算2億6,148万9,000円と比較しまして、2,469万5,000円の増額となっております。これは、原油価格等の高騰の影響を受けて、「セレモニーホールとぼね」における白灯油代及び電気料、「清幸園衛生処理場」における電気料を増額したことが主な要因となっております。

次に、3枚ほどめくっていただき、予算説明書の4ページ、5ページを御覧ください。

初めに歳入でございますが、1款、分担金及び負担金は組合構成市町の負担金を、組合規約に基づき算定したものでございます。蒲郡市からの負担金は、合計1億9,474万9,000円、幸田町からの負担金は、合計7,856万6,000円でございます。その算定根拠につきましては、6号議案資料に添付してあります「令和5年度組合市町の負担金内訳」を御参照ください。資料1が議会運営費負担金、資料2が火葬場事業運営費負担金、資料3がし尿処理場事業運営費負担金の内訳とそれぞれとなっております。

4ページ目に戻っていただき、2款、使用料及び手数料でございますが、使用料の保健衛生使用料は、火葬場の施設使用料で、清掃使用料は、し尿処理業者が清幸園衛生処理場にし尿等を搬入する際に1.8キロリットル車1台につき300円を徴収している使用料でございます。また、衛生手数料については、火葬証明書等の発行手数料となります。

3款財産収入の財産貸付収入は、斎場に設置している自動販売機1台の貸付料でございます。

4款は繰越金、5款の諸収入は、組合預金利子と雑入でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

1枚めくっていただき、6ページ、7ページを御覧ください。

1款議会費の主なものは、議員報酬でございます。

2款総務費の1項1目の総務管理費は、公会計コンサルティング業務委託料と蒲郡市交付金が主なものでございます。説明欄1、2番につきましては、監査委員2名、及び個人情報保護審議会委員等5名の報酬、説明欄5番、蒲郡市交付金につきましては、組合担当のうち事務局職員3名の人件費相当額を

蒲郡市へ交付するものでございます。

1枚めくっていただき、8ページ、9ページを御覧ください。

3款衛生費、1項保健衛生費の1目一般管理費の主なものは、蒲郡市交付金でございます。こちらの蒲郡市交付金につきましては、組合火葬業務担当職員1名の人件費相当額を蒲郡市へ交付するものでございます。2目の施設運営費は、セレモニーホールとぼね運営のための事務的経費を支出しており、主なものを御説明いたします。

説明欄1番、セレモニーホールとぼね維持管理委託料は、施設の運転及び維持管理のための各種委託料でございます。

(1) 斎場維持管理運営業務委託料は、火葬業務及び施設の運転・管理業務などの委託料で、(ア)から(ウ)がその内訳でございます。令和4年7月13日から令和7年7月12日までの3年間の長期継続契約で、五輪・サンエイセレモニーホールとぼね管理グループに委託しております。

(2) 斎場予約システム運用保守業務委託料は、斎場予約システムの保守管理の委託料でございます。そのほか、毎年の施設維持・管理に必要な委託料を計上しております。

次に2は施設管理費でございますが、(1)は需用費のうち施設の電気料、水道料、火葬燃料の白灯油代や事務連絡用の車両の燃料費でございます。

2項清掃費、1目の一般管理費、説明欄1番、会計年度任用職員経費は、会計年度任用職員3名分の人件費でございます。説明欄3番、多目的広場用地賃借料は、処理場周辺の方々に開放している広場用地賃借料でございます。説明欄4番、蒲郡市交付金につきましては、清幸園に派遣されています組合業務担当職員1名の人件費相当額を蒲郡市へ交付するものでございます。

続きまして、10ページ、11ページの2目、施設運営費は、清幸園衛生処理場の運営のための経費を支出しております。主なものを御説明いたします。

説明欄1番、清幸園衛生処理場維持管理委託料は、施設の運転及び維持管理のための各種委託料でございます。(1) 処理場維持管理業務委託料は、施設の運転・管理業務などの委託料で、(ア)から(ウ)がその内訳でございます。(2) 脱水汚泥等焼却処分業務委託料は、脱水汚泥を蒲郡市クリーンセンターで焼却処分する委託料でございます。そのほか、毎年の施設維持・管理に必要な委託料を計上しておりますが、主なものは(3) 受入槽等清掃業務委託料として槽の清掃及び清掃で発生する汚泥・し渣等を処分する委託料でございます。

次に2番、施設管理費でございますが、需用費が主なもので、施設の電気料、水道料及び脱水汚泥運搬車両などの燃料費、汚泥脱水で使う薬剤等購入のための消耗品、汚泥脱水後、希釈した汚水処理のための下水道使用料、そのほか修繕料を計上しております。修繕料の内訳としては、脱水機や破砕機の整備が主なものとなっております。

続きまして、12ページ、13ページの4款公債費は、地方債償還元金と利子であります。火葬場施設整備事業分としまして、新斎場建設費の支払いのために、平成26年度から平成28年度の3年間に借り入れた地方債の元金と利子でございます。また、し尿処理施設整備事業分は、平成21年度に現方式の下水排除方式にし尿処理施設を改造した際に借り入れた地方債の元金と利子でございます。

最後に5款予備費は、前年度と同額の200万円を計上させていただいております。

以上が歳出の説明でございます。

次の14ページから19ページまでは、給与費明細書となっており、最終20ページは、地方債の現

在高の見込額に関する調書でございます。

以上で、令和5年度予算案についての説明を終わります。

続きまして、第6号議案 令和5年度 組合市町の負担金の総額について御説明申し上げます。

本案は令和5年度組合市町の負担金総額を2億7,331万5,000円とし、蒲郡市1億9,474万9,000円、幸田町7,856万6,000円とすることについて、組合規約第8条第2項の規定に基づき提案するものでございます。

詳細につきましては、予算説明でも触れさせていただきましたが、添付資料1から3の「令和5年度組合市町の負担金内訳」に記載しておりますので御参照ください。

以上で、第5号議案及び第6号議案の説明を終わります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○稲吉郭哲議長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。

11番、丸山千代子議員。

○丸山千代子議員 通告いたしました、3款の1項2目でございますが、施設運営費におきまして、今年度7,252万5,000円に対して、来年度は8,730万4,000円でありますけれども、1,477万9,000円ほど高くなっておりますが、この物価高騰、電力高騰などで、この影響についてのようになってるのかお尋ねしたいというふうに思います。これが使用料等に反映することはないのか、そのまま据置きなのかお尋ねしたいと思います。

○稲吉郭哲議長 所長。

○千賀保幸所長 電気料につきましては、原油価格高騰の影響を受けて、今年度におきましても、補正予算において対応しているところでございます。

新年度予算におきましても、斎場分としまして、今年度当初予算に比べまして、700万円ほど増の1,360万円を計上しております。また、清幸園分としましては、685万円増の1,345万円ほどを計上しており、こうした電気料の高騰が施設運営費の増加につながっておるものと考えております。

お尋ねの使用料につきましては、施設運営に係る経費に見合った御負担を求めることが基本と考えられておりますが、現在のところ、電気料の高騰を受けまして、こうした使用料を改訂する考えはございません。

以上でございます。

○稲吉郭哲議長 丸山議員。

○丸山千代子議員 2つ目でございますが、3款の2項の2目でございます。清幸園の処理水の放流管の撤去工事費でございますけれども、これについての説明をお願いしたいと思います。

○稲吉郭哲議長 所長。

○千賀保幸所長 清幸園の処理水放流管撤去工事費170万円の内容でございますが、清幸園の処理水につきましては、処理方式の変更により拾石川への放流から下水道放流に変更されております。

そうしたことから、建設当時に利用していた放流管は不要となり、河川区域に設置した放流管や取水設備の撤去工事を進めてまいりました。こちらは現在、県との協議によって一部残置する方針の排水管もございまして、おおむね撤去工事を終えているというところでございます。

一方、河川区域内のほかにも、河川放流先につながる排水管が市道や町道、一部民地に埋設されてお

り、今後撤去の必要性が生じましたら、その都度撤去工事を行う必要がございます。今回、地権者のお一人から撤去を希望する申出がありましたので、その撤去工事費を計上させていただいたものでございます。

○稲吉郭哲議長 丸山議員。

○丸山千代子議員 蒲郡市幸田町衛生組合として、未来を見据えた運営についてお尋ねしたいというふうに思います。

これにつきましては、セレモニーホールとぼねにおきまして、引取りのない遺骨があるというふうに9月議会の中で伺いました。この無縁遺骨について言えば、蒲郡市が114体、幸田町が8体あるというふうに伺っております。この一部事務組合でございますけれども、し尿がだんだん少なくなって、そして下水道に接続をすとなれば、この事業も、会計における事業もだんだん先細りになってくるかというふうに思うわけでありまして、幸いにいたしまして、幸田町と蒲郡市さんと一部事務組合として運営をしている中で、この両市町におきましては公営の墓地がございます。そういう中で、やはり揺籠から墓場までといいますか、やはりこの引取りのない無縁遺骨でもそうですけれども、幸田町におきましても、新しい住民の方が増えて、墓地を希望する方たちも増えております。しかし民間ではなかなか高いわけでありまして、なかなか要望がうまく伝わってこないわけでありまして、ぜひ組合として、そうした要望に応えていただきたいなというふうに思うんですけれども、調べてみますと、愛知県下の中で公営でやっている、近隣で言えば、みよし、長久手、豊田、豊橋、岡崎、刈谷、安城、豊川、碧南、高浜、新城、豊根村と、ほとんど近隣のところが公営で墓地公園を設置をしております。しかし、単独で設置をするとなりますと、幸田町では3回にわたって、この墓地公園構想が頓挫しております。そういう中で、ぜひこの墓地公園を両市町の中で公営で設置できないかということでありまして、その辺について検討する余地があるかないかお尋ねしたいと思います。

○稲吉郭哲議長 所長。

○千賀保幸所長 清幸園の跡地利用のお尋ねでございます。清幸園につきましては、下水道浄化センターに直接投入・処理の方針を受け、令和12年度末に廃止が見込まれるということで、御報告のほうもさせていただいております。今後は廃止までの間、清幸園を維持管理していくわけでございますが、廃止後の跡地利用につきましても、両市町で検討を進める必要があるというふうに考えております。

蒲郡市には、墓地の経営許可を受けている玉ノ木墓地がございますが、市が直接、お墓の区画の販売や管理料を徴収し、お墓を管理する市営墓地はございません。

お尋ねの公営墓地につきましては、両市町それぞれで、その必要性が検討されるものと考えておりますが、そうした中で、公営墓地の議論が進み、公営墓地の整備が具体的に検討される際には、清幸園の跡地や、あるいは斎場に隣接しております玉ノ木墓地につきましても、整備候補地の一つとなり得るというものではないかというふうには考えております。

以上でございます。

○稲吉郭哲議長 丸山議員。

○丸山千代子議員 また、清幸園内において、余剰地を活用して草木、あるいは庭木などの剪定枝等の、これを堆肥化をするというような検討がなされてきたわけでございますけれども、そうした堆肥化の検討は今現在どのようなようになっているのか、引き続き進めながらやっていただきたいというふうに思うわけで

ありますけれども、いかがでしょう。

○稲吉郭哲議長 所長。

○千賀保幸所長 清幸園のこちら余剰地につきましてのお尋ねでございます。こちらにつきましては、平成30年度に資源化施設整備事業基礎調査を行いまして、余剰地活用の方法を整理しております。その際、御報告させていただいておりますが、検討結果では余剰地活用といたしまして、生ごみの堆肥化施設と草木類のチップ・ペレット化施設の整備を検討し、余剰地内における、こうした資源化施設の配置につきましては可能と判断されております。しかしながら、生ごみにつきましては住民の皆様の分別への御理解や御協力を進める必要もでございます。また、チップやペレットということにつきましては、その需要が見込めるものかということが大きな課題とされ、具体的に資源化施設の整備の検討には至っていないというところでございます。

そうした中で、清幸園の廃止の方針が検討されるようになっております。余剰地の活用が、余剰地の活用からさらに跡地利用という形のことを検討していく必要が出てまいりました。先ほど公営墓地としての活用についても御提案いただきましたが、今後の跡地利用の検討の中では、公営墓地や資源化施設が両市町にとって必要なものか考えながら、有効な活用方法を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲吉郭哲議長 丸山議員。

○丸山千代子議員 この堆肥化施設でありますけれども、やはり幸田町におきましても公園等の草や、それから伐採をした庭木等の処理というのが課題となってきております。現在は、幸田町の場合は岡崎のクリーンセンターに持ち込んで、そして可燃ごみとして燃やしております。しかしながら、やっぱりごみは増え続けるものですから、そうしたため、やはり極力これを再資源化をしていく、その方向でぜひ組合の中で取り組んでいただけたらというふうに思うわけでありまして。蒲郡市でも、やはり需要があるかというふうに思いますので、この清幸園の跡地利用ということからも、ぜひまたこれもテーブルの上に乗せていただきたいなというふうに思います。

もう一件ですけれども、現在この会計におきましては、年度決算において、余ったお金はそれぞれの市町にお返しをされているわけでありまして、この中で基金のことについては全然対応されていないわけでありまして。やはりこれから新しい施設を造っていく、そのようになってくると、一気にやっぱり両市町で多額の金額を出さなければならないわけでありまして。毎年、毎年、見積みながら負担金を出し合っているわけですので、それが余ったら、やはりこの基金に積み立てながら、一度にたくさんのお金が必要ないような、そうした運営ができないのかなというふうに考えるわけですが、その辺のところはどうなんでしょうか、伺いたいと思います。

○稲吉郭哲議長 所長。

○千賀保幸所長 本組合の経費につきましては、組合規約によりまして、補助金、寄附金その他の収入をもって支弁し、なお、不足するときは両市町が負担するとされており、新年度予算につきましても、そのほとんどが両市町からの負担金で財政運営されております。

お尋ねの基金などを活用した財政運営につきましては、現在のところ、そうした考えはないということですが、引き続き両市町からの負担金を基に、本組合が行う火葬場事業やし尿処理事業にあたりまして行うところですが、適正な財政運営に必要なものかどうかということにつきまして、判断させていただきたいと思います。

以上でございます。

○稲吉郭哲議長 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲吉郭哲議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲吉郭哲議長 ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより「第5号議案 令和5年度蒲郡市幸田町衛生組合会計予算」及び「第6号議案 令和5年度組合市町の負担金の総額」の2件を一括採決いたします。

以上2件は、いずれも原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます

〔賛成者起立〕

○稲吉郭哲議長 起立全員であります。よって、第5号議案及び第6号議案はいずれも原案のとおり可決されました。

会議終了の時間が近づいておりますが、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。



日程第9 議員提出第1号議案 蒲郡市幸田町衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○稲吉郭哲議長 次に、日程第9「議員提出第1号議案 蒲郡市幸田町衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題といたします。

提出者の方は所定の席へ移動してください。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩)

○稲吉郭哲議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

提出者の説明を求めます。

12番、青山義明議員

○青山義明議員 それではよろしく願いいたします。

「議員提出第1号議案 蒲郡市幸田町衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

この条例案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、蒲郡市幸田町衛生組合個人情報保護条例が廃止され、これまで同条例に基づいて実施してまいりました本組合議会における個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるために提案するものでございます。

制定の内容は、両市町で制定されました、議会の個人情報の保護に関する条例と同じく、第1章総則で、この条例の目的や議会の責務を定め、第2章で個人情報等の取扱いを、第3章で個人情報ファイルを定めています。

第4章は、第1節から第4節までで構成されており、開示、訂正、利用停止及び審査請求について定めています。

第5章雑則では、この条例の実施に関し必要な事項を議長が定めることとし、第6章は罰則について定めております。

なお、附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行します。

以上で議員提出第1号議案の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○稲吉郭哲議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲吉郭哲議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

提出者の方は自席へお戻りください。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩)

○稲吉郭哲議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲吉郭哲議長 ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより「議員提出第1号議案 蒲郡市幸田町衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲吉郭哲議長 起立全員であります。よって、議員提出第1号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本定例会の予定全部を議了いたしました。

閉会に当たり、管理者から挨拶があります。

管理者。

○鈴木寿明管理者 3月定例会を閉会するに当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本日の定例会では、提案させていただきました全ての案件につきまして、慎重に御審議を賜り、また、御決定をいただきまして、誠にありがとうございました。

本組合のし尿処理事業及び火葬場事業につきましては、どちらも普段の生活に欠かせない重要な事業でありまして、事故や問題等もなく円滑に運営していくことが何よりも大切であると考えております。

これまでと変わらず、両市町の住民の方々の豊かで快適な生活環境を確保すべく、鋭意努力してまいりますので、皆様の一層の御指導と御協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、議員の皆様におかれましては、健康に十分御注意いただきまして、今後ますますの御活躍と、両市町のさらなる御発展を御記念申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○稲吉郭哲議長 これをもって、令和5年3月蒲郡市幸田町衛生組合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後4時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

蒲郡市幸田町衛生組合議会議長

稲 吉 郭 哲

蒲郡市幸田町衛生組合議会議員

鈴 木 基 夫

蒲郡市幸田町衛生組合議会議員

大 竹 利 信